



兵庫労働局発表
令和2年8月5日

報道関係者 各位

[照会先]
兵庫労働局労働基準部
賃金室
室長 青柳利雄
賃金指導官 浅野泰章
TEL 078-367-9154
FAX 078-367-9165

兵庫県最低賃金時間額の1円引上げを答申

—時間額900円に—

令和2年8月5日、兵庫地方最低賃金審議会（会長 うめの なおとし 梅野 巨利。以下「審議会」という。）は、「兵庫県最低賃金の改正決定」について、慎重に調査審議を重ねた結果、県内の全ての事業場で働く労働者に適用される兵庫県最低賃金の改正について、下表のとおり金額を引き上げる旨、兵庫労働局長（あらかき しょういち 荒木 祥一）に答申を行った。

兵庫県最低賃金改正決定の答申	
兵庫県最低賃金	時間額900円
引上げ額	1円
効力発生の日	発効予定日 令和2年10月1日

1 審議会の答申

審議会は、令和2年7月3日に、兵庫労働局長から令和2年度兵庫県最低賃金の改正諮問を受け、専門部会を設置して、慎重に調査審議を重ねた結果、8月5日に兵庫労働局長に対して、兵庫県最低賃金の金額を、時間額900円（引上げ額1円）に改正することを答申した。

審議会においては、「令和2年度地域別最低賃金額改定の目安について」（令和2年7月22日中央最低賃金審議会答申）を参考にしつつ、地域における労働者の賃金水準等を考慮し、諸般の事情を総合的に勘案して慎重に審議され、答申をまとめられたものである。

2 兵庫県最低賃金の決定までの今後の予定

- (1) 兵庫労働局長は、答申に対する異議の申出を令和2年8月20日まで受け付ける。
- (2) 兵庫労働局長は、答申及び異議申出があった場合の審議会の審議結果など審議会の意見を聴いて、兵庫県最低賃金の改正を決定し、官報に公示する予定である。
- (3) 改正された兵庫県最低賃金は、令和2年10月1日から発効する予定である。